

# 新市米子は、「夕張市の二の舞」は、ご免です！

税金の適正な管理・&・予算の適正な使い方を求めて

## 住民監査請求の「棄却」は、不服です！

市の借地料の「不当性」を求めた住民請求に、市監査委員は、市の算出額は、「交渉の目標金額で、適正賃料とは認められない。」固定資産税の加算は、「一

### 市の算出額は、

#### 「公金」支出の根拠

A「請求」市の借地料は、市の算出額の額と比べると多額な契約で不当である。

&「監査」財政課算出額は、交渉の目標を示した金額（市の説明）であって、適正賃料とは認められない。

「反証」市の借地料は、国に準じて、「積算方式」を適用し契約している。この契約方式で算出した借地料の額が市の算出額である。

一方、市の算出額は、「公金」の支出の法的根拠で、最大値でもなければ最小値でもない。

監査は、市職員の説明を鵜呑みにし、市の算出額の存在を退け判断している。

一般的に、必要経費として借地料に含まれている。」と判断し「棄却」とした。契約実態より、行政の主張を証拠にした監査に、市民の批判が広がっている。



## 固定資産税加算は、二重の減税手当て

「A」固定資産税相当額の支払は、法令の根拠が不明。契約書に、明記されているもの、無いものがある。

「&」一般的に、公租公課は必要経費として賃貸借料に含まれる。法令の根拠、契約書の「有・無」の請求は認められない。

「反証」「積算方式」の利回りに、公租公課は含まれている。加算は、二重になる。監査は、契約方式に言及せず、一般論で判断。

### 「差額」は、

#### 公金の不当な支出

「A」市の算出額と契約額の差額（179、238千円）は、「職員の怠る事実」によるもの。市長と収入役に損害補填を求める。

「&」契約額は、双方が対等の立場で合意している。当該差額は、契約額と市の算出額の差額で「不当な支払」とは認められない。

「反証」この差額は、土地評価額の差にある。市の算出額は、年度ごとの土地評価額。契約額は、数年前の土地評価額。

一方、この差額は、「契約方式」との差額で、不当な賃貸料の証しでもある。契約形式は「合意」でも、額は相手の言い値で決定している。借地料は、土地評価額が基準。土地鑑定評価、近隣の賃貸料などの判断を監査は示していない。

借地は、私法上の契約で、合意している。……「行政」「住民」……税金は、私法上の金でない。「公金」である。

## 「住民訴訟」見送り

### 市民運動を続行

住民代表の請求者は、住民監査請求を「棄却」した監査委員の判断を不服とし、住民訴訟を視野に住民集会等を取り組んできた。

しかし、提訴期限を目前にし、弁護体制の協議が本意な結果となり、時間的制約もあって、住民訴訟は、無念ながら見送る。今後は、「不当な支払い」を断ち切るために、市民運動を通じて啓発、拡大して行く事を確認。

又、住民訴訟に、熱心にご支援頂いた関係者の方々に、改めてご理解とご支援をお願いすることを確認した。

## 新庁舎関係の土地評価額の比較

H18年度の契約借地料  
1億3,114万円の  
土地評価額は、  
38億9,670万円  
市の算出借地料  
7,338万円の  
土地評価額は、  
19億7,133万円

税金のムダな支払いを絶つために、行政・議会の監視を続けよう！